審議会等の結果報告

1. 会議名 平成27年(2015年) 度第1回津市隣保館運営審議会 2. 開催日時 平成27年7月3日(金) 午前10時00分から午前11時10分まで 3. 開催場所 津図書館2階 視聴覚室 4. 出席した者の氏名 (津市隣保館運営審議会委員) 大橋加代子、岡山勉、奥山明子、片岡正春、金子清志、杉田羊子、高倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福田信男、村林秀紀、山川早苗(事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、東田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)南人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について(2) 平成26年(2014年)度隣保館活動報告について(3) 平成27年(2015年)度隣保館事業計画について	A SVA	
年前10時00分から午前11時10分まで 津図書館2階 視聴覚室 視聴覚室 (津市隣保館運営審議会委員) 大橋加代子、岡山勉、奥山明子、片岡正春、金子清志、杉田羊子、高倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福田信男、村林秀紀、山川早苗 (事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、公自山市民会館長、藤田美杉人権センター所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について	1. 会議名	平成27年(2015年)度第1回津市隣保館運営審議会
3. 開催場所 津図書館 2 階 視聴覚室 4. 出席した者の氏名 (津市隣保館運営審議会委員) 大橋加代子、岡山勉、奥山明子、片岡正春、金子清志、杉田羊子、髙倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福田信男、村林秀紀、山川早苗(事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)南人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について(2) 平成26年(2014年)度隣保館活動報告について	2. 開催日時	平成27年7月3日(金)
4. 出席した者の氏名 (津市隣保館運営審議会委員) 大橋加代子、岡山勉、奥山明子、片岡正春、金子清志、杉田羊子、高倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福田信男、村林秀紀、山川早苗(事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)南人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について(2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		午前 10 時 00 分から午前 11 時 10 分まで
大橋加代子、岡山勉、奥山明子、片岡正春、金子清志、杉田羊子、高倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福田信男、村林秀紀、山川早苗(事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)南人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1)隣保館事業の概要について (2)平成26年(2014年)度隣保館活動報告について	3. 開催場所	津図書館2階 視聴覚室
子、髙倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福田信男、村林秀紀、山川早苗 (事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、谷自山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)南人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1)隣保館事業の概要について (2)平成26年(2014年)度隣保館活動報告について	4. 出席した者の氏名	(津市隣保館運営審議会委員)
田信男、村林秀紀、山川早苗 (事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当 副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市 民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居 北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、 田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		大橋加代子、岡山勉、奥山明子、片岡正春、金子清志、杉田羊
(事務局) 奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当 副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市 民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居 北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、 田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センタ 一所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		子、髙倉保夫、中川正治、西川賢洋、西田保男、原田俊幸、福
奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)南人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		田信男、村林秀紀、山川早苗
副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市 民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居 北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、 田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センタ 一所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		(事務局)
民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居 北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、 田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センタ 一所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		奥田地域調整室長、西川担当主幹、竹西担当副主幹、平松担当
北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、 田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センタ 一所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		副主幹、紀平櫛形市民館長、中西長谷山市民館長、安保雲出市
田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センター所長(その他)商人権担当理事大川人権課長 5. 内容 (1)隣保館事業の概要について(2)平成26年(2014年)度隣保館活動報告について		民館長、西尾久居北口市民館長、森本榊原市民館長、奥田久居
一所長 (その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		北口文化会館長、山川雲林院福祉会館長、石井中野文化会館長、
(その他) 南人権担当理事 大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		田端川合文化会館長、谷白山市民会館長、藤田美杉人権センタ
南人権担当理事 大川人権課長5. 内容(1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		一所長
大川人権課長 5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		(その他)
5. 内容 (1) 隣保館事業の概要について (2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		南人権担当理事
(2) 平成26年(2014年) 度隣保館活動報告について		大川人権課長
	5. 内容	(1) 隣保館事業の概要について
(3) 平成27年(2015年) 度隣保館事業計画について		(2) 平成26年(2014年)度隣保館活動報告について
(0) /// 2 - (2010 / / / / / / / / / / / / / / / / / /		(3) 平成27年(2015年)度隣保館事業計画について
(4) その他		(4) その他
6. 公開又は非公開 公開	6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数 0人	7. 傍聴者の数	0人
8. 担当 市民部地域調整室地域調整担当	8. 担当	市民部地域調整室地域調整担当
電話番号 059-229-3166		電話番号 059-229-3166
E-mail 229-3166@city.tsu.lg.jp		E-mail 229-3166@city.tsu.lg.jp

・議事内容 下記のとおり

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より平成27年(2015年)度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただきます津市市民部地域調整室の西川でございます。どうぞよろしくお願いします。

(委員の委嘱)

議事に先立ちまして、今回、一部委員の方に異動がございましたので、新し く委員になられました方の委嘱を行いたいと思います。

新しく委員として、津市立小中学校長会から西川賢洋委員に御就任をお願い いたしました所、ご承諾いただきまして、ありがとうございました。

大変失礼とは存じますが、お席のほうに委嘱状をお配りいたしておりますので、委嘱に代えさせていただきたいと存じます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、私ども事務局でございますが、4月1日付け人事異動によりまして、新しく南人権担当理事、大川人権課長、担当で竹西副主幹が着任いたしましたので、紹介させていただきます。続きまして、隣保館長にも一部異動がございますので、紹介させていただきます。松下前人権担当理事が中央市民館長に着任しております。

なお、本日他の公務により欠席しております。大変申し訳ございません。 それでは、南人権担当理事よりご挨拶を申し上げます。

(人権担当理事挨拶)

南理事

おはようございます。先程ご紹介いただきましたが、平成27年4月1日付けの人事異動で、人権担当理事に着任いたしました南でございます。よろしくお願いいたします。

本日はご多用の中、津市隣保館運営審議会にご出席いただき誠にありがとう ございます。あわせて、委員の皆様には、日頃より隣保館の運営事業にあた り、ご指導、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、新たに委員 になられました西川様におかれましてもよろしくお願いいたします。

さて、本審議会におきましては、隣保館の運営に関する基本方針等に係る調査審議を目的として、委員の皆様からご意見等をいただこうとするものでございます。いただきましたご意見等については、今後の隣保館運営に活かしていきたいと考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、議事に入ります前に、本日、20名の委員のうち14名の方が 出席していただいており、委員の半数以上が出席されておりますことから、 津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会 議が成立していることを報告させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。村林会長、よろしくお願いします。

村林会長

皆さんおはようございます。進行役を仰せつかっております村林ございます。 どうぞよろしくお願いします。

議事進行に当たり本年度、第1回目の審議会の開催でございます。皆さんの活 発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々から質問やご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。

事務局から、あらかじめお話いただくことが何かございましたらよろしくお願いいたします。

事務局 当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。

また、今回、会議録へのご署名は、奥山委員と原田委員の2名の方々にお願い したいと存じます。よろしくお願いいたします。

村林会長 委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。 事務局、他にありますか。

事務局 当審議会の公開につきまして、審議会の会議の公開については、津市情報公開 条例第23条において、個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について 審議等を行う場合や、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に 著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則公開する方向で取り扱うことになりますので、よろしくお願いいたします。

村林会長 ありがとうございました。事務局の説明にありましたように「個人の情報」な どが含まれる審議等以外につきましては、原則として公開となりますがいかが でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局 ありがとうございます。会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。それでは、議事に入ります。お手元の資料を1枚めくっていただいて、事項書の3番、議事の(1)の隣保館事業の概要について、事務局の説明を求めます。

それでは、隣保館事業の概要について、ご説明させていただきます。お手元の 資料、4から6ページを御覧ください。

前回から変更した点としては、津市の関係条例の規定と隣保館の役割部分を加えたものでございます。

厚生労働省事務次官通知で示されている隣保館事業は、国の予算措置を行う事業等を定めたもので、津市においては、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」で隣保館の事業、人権が尊重

される津市をつくるため必要な事項を定めていることを明記し、中段以降に、 それぞれの内容を抜粋しました。

次に隣保館の役割につきましては、4番に示したとおり、人権・同和問題の解決に資するための役割と地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を持って活動を推進していくものであることを明記しました。

隣保館事業の概要については、以上のとおりでございます。

村林会長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

意見が無いようですので、隣保館事業の概要については、これで終わりまして、 続きまして議事(2)平成26年(2014年)度隣保館活動報告について、事務局 の説明を求めます。

事務局 資料の 7ページから 25ページをお願いします。

平成26年(2014年) 度隣保館活動報告につきましては

事前に資料配付させていただいておりますので、内容の説明は省略させていただきますが、各館における活動については、7ページに集約させていただいております。また、8ページ以降は、それぞれの館の活動実績、利用者数等記載させていただいております。また、交流事業、連携事業、特色事業に分けて、それぞれの内容を表記させていただいております。

利用者数は、合計の記載がなく申し訳ございませんが、

延べ62,399名で、前年度と比較しますと6%の減少となっております。昨年は、 川合文化会館、白山市民会館において、改修工事を実施していることや美杉人 権センターの移転などが影響しているのではないかと考えております。 以上でございます。

村林会長 ありがとうございました。説明はお聞きのとおりでございます。ご発言等がご ざいましたらどうぞ。

西田委員 美杉の場合いろいろ活動していただいていますが、始まる前か終わった後に、 人権講座というかスライドとか、人権に関わることをやっています。他の館は そのような啓発活動をしているのかお伺いしたいと思います。

事務局 それぞれの啓発等については、館だよりの発行や講演会の話の中で、していただいていると思いますが、どういった形でということは、事務局では把握しておりません。

西田委員 啓発は大事なことだと思いますので、その点よろしくお願いします。

福田委員 西田さんのおっしゃるのは、隣保館本来の計画と違う、よその人が利用したあ との啓発という意味ですよね。

西田委員 はい、例えば美杉であれば、パソコンとかしていただいた後に、5-10 分ばかり ビデオをみていただくとか、人権に関わる話をしていただいている。そのよう なことを他の館はどうしているのかお聞きしたいと思います。

福田委員 白山の場合ですが、高齢者のつどいというかそういう組織があって、会場として便利なので、利用していただいていますが、その後、事務局からいい機会ということでやったことがある。すべての団体さんが利用されたあと、人権に関わる啓発をやることは、なかなかできない実態があるのではないかと思います。 隣保館でこの計画とは違う話ですよね。

西田委員 今、理事さんが言われたように、利用していただいて、そういう話があるから 利用をやめるということのないよう配慮していただき、気軽に利用して気軽に 話が聞いていただけるようお願いします。

村林会長ほか、ございませんか。

金子委員 7ページを見ていただきたいのですが、隣保館活動報告、利用人数が、右端に 書いてあるのですが、これは、その地域の住民というんですか、地区の人たち が、どの位来ているのか、パーセントを出していただかないと、いかに密度の 濃い活動をしているのかわからない。単に人数だけでは意味が無いと思うんで すね。パーセントを付けていただきたい。

それと、就労問題、北口市民館は、館長が中心となって就労問題に取り組んでいる。人権にとって大事なことですが、就労に関しても気になる部分だと思います。パーセントの低い地域で働いているということだと思いますが、そういう所も取組んでいただくようお願いします。

事務局 パーセントという部分につきましては、確かに数字だけ並べても、ということ でございますので、次回資料から、地域における利用ということで、載せさ せていただきたいと思います。就労問題につきましても、今後、各館と調整し ながら取組んで参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

福田委員 金子さんの意見、大事かなと思います。白山の場合ですと、立地条件といいますか、本来、村の中に隣保館はあるんですよね。白山の場合は、村の中ではなしに、役場に隣接している状態なんですよね。私もそこに勤めさせていただいている時に、館長と話をしておったんですが、なかなか、いろんな事業に村の人の参加率が悪いんですよね。誰のために事業をしているのかという議論もしたことがあるんですが、いろんな教室を開いても村の人でなく、村の外の人が多いという実態があってですね、村の中にあるのであれば、村の人の利用も多いんですが、最近は教育集会所の利用も、悪いことではないんですが、まった

く村の人が参加していない。村の中に隣保館がある場合は、そんな心配はないでしょうが、白山のように、役場に隣接していて、村に近いんですが、いわゆる地区外に建てられているというような実態ですので、大変難しいのではないかと思います。でも、それはとても大事なことで、本来は、村のひとたちの福利厚生というか、文化教育を含めて、高めていこうということで大切なことですが、メスをいれていく必要があるのかなと思います。大事な意見であると感じました。

それと就労につきましては、私ども生活相談という事業を展開しており、仕事を含めて相談があり、経済的なバックボーンを含めて、何かいい仕事は無いでしょうかと相談に来られる方は、例えば運転免許がなかったりとか、非常に厳しい状況にあるんですよね。相談に来られる時も生活に困って相談に来られる。就職情報も玄関の所に置いてあるんですが、利用も少なく、就労の実態を調査したら、非常に厳しいのではないかと思います。

リーマンショック以降、景気が悪くなっていて、近くの工場に勤めていた方も 人減らしで、失業状態になっているが、なかなか就職できない、あるいは、あ きらめている状態にあるのかなということで、これも手を加えていく必要があ るのではと思います。そういうことが隣保館のひとつの役割として繋いでいく ということが必要ではないかと思います。就労人口は余っているという状態で、 今のように経済状態が上向き、景気よくなってきている中で、就労実態も上向 いていると言ってますが、就労する場が近くにないんですよね。これは、隣保 館の役割として、おおいに取組んでいくべきものであると思いました。

村林会長

雲林院もそうなんですが、隣保館の建っている場所、館が関わる地域をどこまでとするのか。私どもの所は、校区全体が地域となっているので、同和地区だけの問題でなく始まっているので、時代が変わっていく中で、隣保館の役割も変わっている部分で、地域の考え方も変化している。就労、生活相談なども、起こっていることを理解しており、差別などもどのようにという部分がわかっているのが隣保館の相談業務であると思いますのでよろしくお願いします。次進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、26年(2014年)度の活動報告については終わらせていただきます。 続きまして、(3)平成27年(2015年)度の隣保館事業計画について事務局、 御説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、平成27年(2015年)度隣保館事業計画について、ご説明いたします。資料については、最終28ページA3になっている資料をご覧いただきたいと存じます。平成27年度隣保館事業計画でございますが、各館の計画についてまとめてあります。各館の運営委員会において審議されたもので、この計画により平成27年度の事業を実施していくものであります。具体の事業の一部については、20ページから27ページにある交流・連携・特色事業についての表の右端の欄に示しておりますが、昨年度の事業を踏まえて、本

年度の事業を実施していくものです。

村林会長

ありがとうございました。説明はお聞きのとおりですが、この事業計画は、 各館の運営委員会で既に審議されておりますことから、詳細の確認だけでな く、隣保館事業としての方向性などのご意見が伺えたらと思いますが、皆さ んよろしくお願いします。

西田委員

22ページから24ページで、美杉人権センターなしと書いてありますが、 12月に学校教育、行政、人権センター3つの団体で、連携事業として、中学生主催で、人権フェスティバルを行っています。また、特色事業として毎月一回、お知らせ版として各戸に配付し、各家庭の健康管理などや人権相談をしております。館長、何かありましたら補足お願いします。

美杉人権セン あげる段階で、認識の相違があったみたいで、申し訳ございません。 ター長

山川委員

この事業計画の中には、老人会の方、地域の方に含まれていると思うんですが、各隣保館の活動で、小中学校の方等はあげてもらってありますが、例えば、幼い子どもを持つ親、特に母親に対する子育て支援など、虐待が問題となっている中で、支援していくこともできない状況で、隣保館の中で、何か支援していく、やっていくことはないのでしょうか

事務局

人権の問題、いろいろある中で、子どもの人権もその中に含まれるものですが、隣保館の位置付けとして、そこまで事業として展開できていないのが実情だと思います。しかし、子どもの人権もしっかり見据えていくことは必要なことと認識しておりますので、ご理解をお願いします。

村林会長

雲林院の方では、館と協力してという形で、ネットワークという中で、保育園、幼稚園の園長、主任が入っていただいた中で、話し合いをしています。年1回は、子育てに関わる内容の講演会などを行っています。その中で、いろいろな年齢層の方もみえますし、今年すでに終わっている中では、スマホの使い方を親御さんに聞いてもらいながら、子どものおかれている状況、情報を取り入れていく方法、学校へ行きたくなくなっている子どもをお持ちの母親からどんな形で関わっていくのか、学校の対応など話をしていただいている。まず、いろんな事を知る所から始めないと、一部の方だけがわかっていただけで済むという問題ではないと思います。私としても整理できていませんが、例えば、障害者差別解消法の中でも、合理的な排除などは、社会の中での話であり、障害をもった方に説明できても、受けていけないのかと思いますが、広げ方も隣保館で行っていくべきものと思っています。他によろしいでしょうか。

杉田委員

25 ページの特色事業のところなんですが、長谷山市民館で、地域学習会のよこに普通教室という言葉が書かれているのですが、この普通教室という意味がわからないので、説明をお願いします。それと、国語、算数等の普通教科という表現も説明をお願いします。

長谷山市民館 館長 普通教室という表現でございますが、夏休みに限って、6日間講師の方に来ていただいて、子どもたちに勉強を教えてもらっている状況で、いわゆる国語、算数、理科、社会という科目に関して、子どもたちに学習してもらい、その下に、ふれあい体験学習会として工作という科目をやっています。これをつかまえて、私の個人的な考えの中で、普通教室という表現をしています。今年度ですが、国語、算数、理科、社会に限っておったのですが、これにプラスして、ポスターなり感想文なりを加えていくよう考えております。

杉田委員

ここは、勉強ばかりなんでしょうか。地域の方に来ていただいて、何か教 室みたいなことをすることは無いのでしょうか。

長谷山市民館 館長

人権教室とかという内容のものではなく、勉強のみ行っております。

杉田委員

子どもの頃から聞いたのは、部落差別というのは、お年寄りの方が亡くなればこのような事は無くなると、ずっと聞かされていたのですが、でも、未だに残っているということは、これを受け継いでいる訳ですよね。ですから、私たちは、子どもにしっかりと人権のことを学んでほしいということをすごく思っているんです。「おじいちゃん、おばあちゃん、そんなこといっとったらあかんやんか」というようにしっかり学ばさせてほしい。学力も大切であると思いますが、人権のことも地域の子が少ない状況ですが、周りの方も巻き込んでしっかりやっていってもらわないといけないと思っています。

金子委員

私どもの思いと同じように思っていただいていると思っていますが、北口 市民館では、館長が中心となって、7ページに書いてありますが、子ども の権利を守る久居の会をやっています。学校の校長先生を経験された方、 現実に教師をやっていただいている方などに参加していただいて、子ども の時からそういう事を教えていって、その子どもの子どもにはそういう事 が無くなっていくように指導していくことが大切であると思っています。 この隣保館の会議に参加させてもらって、時間ばかり浪費して、何もない のではないかと思っています、今日やっていることですが。やはり、地域 どおしが繋がっていくことが大切であると思います。話題を探すとかです ね、過疎地で暮らしている方と街中で暮らしている方とでは、考え方が違 うんですね、生活環境がちがいますから。久居地区では3地区が離れてし まったのですが、それは、繋がりが無いんですよね。何のつきあいも無い んですよね。こういう会議でも繋がりがなかったら、何にもならんと思い ますね。よそのことを言っているのか俺には関係ないわと。繋がりのある ことをやっていただくのが役所の仕事でないかと、つながりがあれば、考 えもし、他人事やないと思えるんですよね。そういうことを考えてもらい たいと思います。

西田委員

美杉では7地区の同和地区があります。その中で、年2回運営委員会をします。 その中で、各地区から代表で7名の方が出ていただいています。その中で、繋がりをもたせ、学校の先生や民生委員の方、人権擁護委員の方、団体の方など 参加してもらっています。久居にはそのような地域の方の会合というのは無い んですか。

金子委員

先程言わせてもらったように、地域地域特性があって、やはり生活で関係のあるところから繋がりが出てくると思うんです。それがないと、できてこないですね。出ていった方々に聞くと、猪や猿の被害といった話や、町の話など関係が無いということが多いですね。ある本を読んでいて思ったのですが、過疎化の地域が農産物を直接町に売りにいったらよいということが、違う話ではありますが、隣保館で、そういうことを作ってですね、場所を提供し、産直の方法をやればどうか。食べることは、大事ですから。安くて良いものが手に入るといった、生活向上の一環として、何かのきっかけが必要では。美杉で一生懸命にやっていても私どもとすれば、「そうですか」といった程度のことなんです。その意味でも、つながりを持たすことは大切であると、そういう会合になるよう、10市町村が合併したんですから、津市にはよろしくお願いします。

北口市民館 館長 金子さんの方から、久居の子どもの権利を守る会ということで、紹介いただきましたので、話させてもらいますが、皆さん、今まさに平和と人権の危機だと思いませんか。私たちは、政府がやっていることに文句をいうことはできないのか。政府が人権侵害をしたり、方向を変えたりするのは、政府じゃないんですか。しっかり、住民にお知らせすることが、私たちの役割ではないんですかと思ったときに、平和と人権が危ない時に、今戦争に入ろうとしようとしている時に、部落問題のことを話していくことできますか。その危機感を我々各館はもっと地元に発信していくべきではないか。子どもの権利を守る会として大変危惧している。北口市民館の運営方針においては、「戦争は最大の人権侵害であり差別である」として、将来の子どもの危機感というものを館から発信している。まさに、人権の危機であるこの時期に、このことが出てこなかったことが残念であったので、私の方から発言させてもらいました。

金子委員

ここにみえる方で戦争前に生まれている方みえますか。戦争というのは人権なんてものはない。人間は戦争の道具ですから。子どもを守るために今何をしていくのかということを今の中で討論になってくればと思う。例えば、自分の子どもが戦争にいくとして、がんばって戦死してこいと言えますか。あの時のような時代ではなく、私は言えません。それだけのことを発信していかなければ、戦争へと繋がってしまう。私たちから発信していく必要がある。犠牲になるのは国民であり、話題からはなれている部分もあると思いますが、先程の産直の話もそういう意味でもあるんですが、そういうことをこの会で話し合えればと思います。重ねてお願いします。

事務局

各隣保館、地域の特性を活かして進めている部分もございますので、地域地域の特性も大事かと思いますけど、審議会関係として、津市の隣保館として、何か共通の話をさせていただいて、その中で、各地域で取り入れられるものがあれば、それもいいなという形で、次回以降議題もしっかり考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

福田委員

大切な問題提起してもらって、私なりの意見を延べさせてもらいます。教育、とても大事かなと。子どもの人権守ること。子どもに知恵をつけていくこと。正義を通していくこと。何がまちがいであって、何が正しいのか、今結構いがめられてますよね。危ないという認識、知恵は教育の中で培っていくしかないんですよね。村の高齢者みていると、弱いですよね、生活弱者ですよね。社会をどう捉えていくかという知識、教養が欠落している。それは、きちんと教育を受ける機会が与えられなかった、差別によって、そういう後遺症だと思うんですよね。そのためには、今からしっかりと子どもたちに知恵をつけていく、それは学校との連携だと思います。気の長い話ですが、しっかりと教育していくこと。学校と連携をとっていくこと。白山ではそういうところに力をいれている所でございます。

村林会長

今言われた教育ということで、自分たちができることからしか始められない部分もあるので、雲林院の場合は、小学校が統合によって、学校そのものが無くなって、地域でやってきたことが地域ではできなくなってきた。会館での学習も行っておりますが、地域にあった人権教育、学校全体で取り組んでもらうことが難しい。夏休みに、保護者に話をしますけれども、まず、学習会に参加していただくことで、少しずつ広がっていく形をとっている。そういう活動を地域の中でひろげていかないと学校だけでは動けない。地域で関わっていくこと、その拠点が隣保館であると私は思っています。これで、平成27年(2015年)度隣保館事業計画については、終わらせていただいてよろしいでしょうか。それでは、事項書の4「その他」に移らせていただきます。何かございましたら、どうぞ。

金子委員

その他ということで、発言しますが、皆さんの所、民生委員さんは充実していますか。成り手がいなくて、委員さんも高齢化していて、その人たちもみていかなければならない、そんな状態になっていませんか。うちらの所では、なかなか成り手がいない。それは、それだけのことを津市がしていない。年間わずかな手当ではなりませんに。ある程度、実労に見合う手当を考えていかなければいけないのではないかと思うんですが。それかもう、津市がやってもらうかですね。ちょっと手助けをしますと、それはもうしてもらえるものと思い、買い物までもいかなければならない。確かに歩けない人としてはそうなんでしょうが。高齢でもあり、一人暮らしでもあるので、そういう状態になっている。もう少し考えないとボランティアばかりではないようなと思うんですね。なっただけで、一生懸命動いていただけなければ意味もない

ことですし、そういうことも考えてもらいたいと思うんです。

西田委員

金子さんもおっしゃいましたが、美杉もそうなんです。民生委員になられる 方もやはり年齢制限があって、72歳でしたか75歳でしたか、やはり成る人 が少ないです。それで、救急車が鳴ると、自分の担当地区ではないかと、常 に心配していなければならない状況です。お金のことではないんですが、や っぱり、ある程度の予算というか、手当をつけていかないと成り手がないと 思います。

中川委員

民生委員の話がでてきましたので、発言します。津市では、確かに欠員があります。買い物に行けとかゴミ出しせよとか、一部そういう意見も出ます。また、自治会長さんの推薦ということもあり、自治会長も地域での推薦がしにくくなっております。来年改選ということになっておりますが、成り手があるよう方向付けしていただくよう要望もさせていただいておりますが、成り手がいないというのは現実です。

事務局

中川委員にも民生委員の代表として発言していただきました。市といたしましては、民生委員は福祉部局の担当となりますことから、この審議会でそういう要望、意見があったことを福祉部局にしっかりと伝えさせていただきます。

村林会長

あと、事務局何かありましたら、どうぞ。

事務局

いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。今後の運営審議会の会議の進め方ですが、この審議会は、隣保館の運営に関する基本方針及び重要事項を審議していただく場でございますけれども、今までの部分につきましては、明確な審議事項も示さないまま、各館の活動内容を報告していた会議になっておりました。その中で、各委員からご意見をいただいておりましたが、今後は、事業実施における成果と課題を検証しながら、先程いただきました、子どもの人権や戦争のことなど、ひとつのテーマに沿った内容での審議を行い、情報を共有していきたいと考えております。具体の話でなく申し訳ございませんが、そのような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたします。本日はありがとうございました。

村林会長

長時間にわたる審議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。それでは、これにて津市隣保館運営審議会を閉会いたします。ありがとうございました。